

2018年 社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、国民健康保険制度について

(1) 保険税の引き上げは行わないでください。

① 一般会計法定外繰入を増額し、「払える保険税」にしてください。

2018年4月から新国保制度がスタートしました。厚労省は、1月の全国国保課長会議で「総額400億円の保険料激変緩和財源」の活用や法定外繰入、財政調整基金の取崩し等も含めて「住民負担への配慮」を求めています。しかし、埼玉県内では、少なくない自治体で法定外繰入額の縮小や保険税の引上げが行なわれました。

住民負担への配慮を行い、現在でも「高すぎる保険料」から「払える保険税」にするために一般会計法定外繰入の増額をはじめ、財政調整基金を活用するなどして、これ以上の保険税の引き上げを行なわないでください。

また、1月厚労省は赤字解消計画の提出を求める通知を出しましたが、国保世帯に負担を強いる計画は行なわないでください。

【回答】(国民健康保険課)

本市の国民健康保険の財政状況は、医療の高度化や高齢化の進展などにより医療費が増加する一方で、税収は伸び悩み、毎年度一般会計から赤字補填として行っている多額の繰り入れは、平成31年度以降も生ずる見込みとなっております。

こうした中、埼玉県国民健康保険運営方針において、市町村の国保財政の健全化を図るため、平成30年度から平成35年度までの6年間で段階的に赤字を削減・解消するものとされており、本市としても県の方針をふまえて、対応していくこととなります。

そのため、当面の対応として、負担の公平性の観点から、県内最下位であります収納率を、県平均を目指して引き上げるよう取り組むとともに、国・県の支援金をできる限り確保することにより、被保険者の負担増をできるだけ抑制するよう努めて参ります。

② 国庫負担の増額を国に要請して下さい。

国保は、国民皆保険を支えるものとして、健保組合などの被用者保険に加入できない非正規労働者、高齢者、自営業者、小零細事業所の労働者などを対象としており、被保険者健保のような事業主負担がなく原理的に「自立」しがたい財政構造を持っています。発足当初から国が一定の財政負担を講じることとされ、当初は国が医療費の2分の1を負担、その後3分の1に削減されている経緯があり

ます。このことで保険税負担が大きくなり、住民と直接向き合う自治体が一般会計からの繰り入れによって「住民の福祉の増進を図る」ために税負担を和らげようとしてきました。こうした経過を無視して「繰り入れをなくす」とするのは極めて乱暴で、憲法 25 条の趣旨に反することにもなります。

地方自治体、住民に負担を強いることなく、1984 年当時の国庫負担率の 45% の水準に戻すよう、国に強く要請してください。

【回答】（国民健康保険課）

国庫負担につきましては、社会保障制度の変革の中で変更してきたものと認識しており、これまでも介護保険制度や後期高齢者医療制度の導入等により変更された経緯があり、一概に割合の数値の差のみに着目するものではないと考えます。しかしながら、国民健康保険の構造的な課題の解決には、国の財政支援は重要であることから、機会を捉えて今後も財政支援の要望を行って参ります。

③国保税の設定は、住民の負担能力に応じた応能割・応益割としてください。

地方税法では応能割・応益割 5 対 5 を原則としていますが、少なからずの自治体では「標準割合 5 対 5 は低所得層に大きな負担になるので、現状では低所得者軽減も考慮」して「6.5 対 3.5」あるいは「7 対 3」前後に設定されています。昨年の要望書に対しては、国保の都道府県化にあたり賦課割合の見直しは「現状と大幅なかい離がない設定を検討したい」、「今後の保険税の見直しにあたっては低所得者層の負担を配慮する観点から、応能応益割合については慎重に検討したい」など低所得者に配慮する回答をしていただきました。引き続き、住民の負担能力に応じた国保税となるように改善してください。

【回答】（国民健康保険課）

国民健康保険税は、保険料としての性格を有しており、応益負担の原則を相当程度加味することにより、目的税の性格を反映させています。

本市におきましては、低所得者層の負担に配慮しながら、応能割と応益割の割合を定めております。

また、応益割である均等割につきましては、平成 26 年度以降、毎年度、軽減措置の対象範囲を拡大しており、平成 30 年度におきましても、国の基準に基づき 5 割軽減および 2 割軽減の対象範囲を拡大したところでございます。

④子育て世帯へ、国保税の軽減をしてください。

埼玉県内の市町村で、国保税均等割の子ども負担軽減措置を開始する動きがはじまりました。ふじみ野市・富士見市・杉戸町などで子ども多子世帯への軽減措置が開始されます。すべての市町村で子どもの均等割負担の軽減と拡充を行なってください。

子どもの均等割負担は被用者保険にはありません。国に対して子どもの国保税均等割軽減の制度化を求めてください。

【回答】（国民健康保険課）

多子世帯を含めた子育て世帯に対する負担軽減につきましては、少子化社会に対応するため重要であると認識しておりますが、現時点では、市独自の減免制度の新設については考えておりません。

なお、子どもに係る均等割額の軽減措置の導入につきましては、全国市長会や全国知事会を通して、国に要望しておりますことから、その動向を注視して参ります。

(2) 国保税の減免・猶予規定(国保法 77 条)の周知・活用を図ってください。

国保税の減免の実施は、埼玉県全体で一昨年と比較して 4,569 件と約 1000 件伸びましたが、滞納世帯数の 2%にすぎません。(2017 年社保協キャラバンアンケート)。少しずつ利用率が伸びてきていますが、減免制度が機能しているとはいえない状況です。昨年に引き続き、ひと目で相談窓口がわかる広報やホームページの充実を図り、繰り返し減免制度の内容を住民に周知してください。保険証にも記載し活用の促進を図ってください。所得の激減世帯だけでなく、生活保護基準の概ね 1.5 倍未満にある低所得世帯も対象に含めた申請減免実施要綱をつくってください。低所得世帯に対する支援を拡充するため、法定軽減率をさらに引き上げてください。

【回答】（国民健康保険課）

減免制度につきましては、毎年 7 月の「広報かわぐち」に国民健康保険の特集ページを設け、また、ホームページ上でも制度を紹介し、納税通知書にも平成 25 年度から掲載し、さらに、保険証送付時に同封している小冊子「みんなの国保べんり帳」にも掲載し、加入者への周知に努めております。

申請による減免の基準につきましては、納税者の税負担の公平性の観点から、担税力の如何によって判断するべきものであり、単に総所得金額が一定金額以下というような画一的な基準は設けるべきではない、との見解が国から示されており、今後も、被保険者個々の生活状況をつぶさに伺うことにより、公平で適正な制度の運用に努めて参ります。

(3) 国保税の滞納・差押えについては、住民に寄り添って対応してください。

国保の都道府県化にともない、国保税についてもインセンティブ改革により収納率向上を競い合うかたちになりました。収納率を引き上げるために、督促や差し押さえの強化につながるものが懸念されます。差し押さえの件数も 4 年前(2013 年)のデータから埼玉県全体で 1300 件増加しています。

滋賀県野洲市では、納付が遅れている市民に対して、「よく来てくれた」と歓迎し、納付が遅れている状況を聞き取り、納税の猶予、生活保護の手続きの案内など市民に寄り添った対応をしています。また、昨年の要望書への回答には「差し押さえよりも自主納付を優先」、「納付の相談は、税務課税徴収担当だけに任せず、国保担当と連携を密にしていく」自治体もあります。社会保障である国保税の徴

収や滞納に対しては、今後も寄り添った対応を行なってください。

差し押さえについては、生存権的財産や営業が不可能になる資産の差し押さえ、競売、法令無視の差し押さえはしないでください。国保税が未納の住民に対しては、その経済状況などを個別につかみ、給与・年金・失業保険などの生計費相当額を差し押さえる強制徴収ではなく、公債権による徴収緩和などそれぞれの実態に合わせた対応をしてください。また、民事再生手続きを裁判所に申し立てている住民の財産は差し押さえず相談に応じてください。

【回答】（国民健康保険課）

滞納のある方に対しては、督促状の送付や催告を通じて納税の履行を促すことと併せて、相談を促し、催告期間に夜間、休日相談窓口を設置するなど早期完納に向けた納税方法の相談に応じております。

差し押さえにつきましては、川口市では行っていますが、地方税法をはじめ国税徴収法に基づき、適正かつ慎重に取り進めております。

また、民事再生手続きを裁判所に申し立てている方についての相談につきましては応じております。

(4) すべての被保険者に正規の保険証が交付されるようにしてください。

資格証明書の発行について、県内では 20 以上の市町村が資格証明書を発行していません。昨年の要望書に対する回答では「負担の公平」、「納付を促す機会を設けるため」など納税相談を誘導するような回答もありますが、資格証明書は医療機関窓口での支払いは全額自己負担となり、低所得者世帯では医療費を負担できず受診抑制、手遅れ受診につながる懸念があります。資格証明書の発行はやめてください。

【回答】（国民健康保険課）

資格証明書につきましては、国民健康保険法の主旨に基づき、納税相談や納付がない場合にやむを得ず交付しておりますが、本市におきましては、資格証明書を交付する前に短期被保険者証を交付するなど、滞納者との接触の機会の確保に努めております。

今後につきましても、被保険者間の税負担の公平性や、国民健康保険財政の健全化などの観点から、法の趣旨に沿って慎重に対応して参ります。

(5) 窓口負担の減額・免除について

①患者の一部負担金の減免規定(国保法 44 条)の活用をすすめて下さい。

国保税など税の滞納者であっても、病気の治療が中断されると手遅れになる可能性があります。滞納に関わる相談の際には、国保課や他の部門でも疾病の有無を確認し、治療を継続するための援助を行なう態勢を整えてください。被災や非自発的失業などによって所得が激減した世帯だけでなく、生活保護基準の概ね 1.5 倍未満にある低所得世帯も減免対象に含めた条例をつくってください。

現在生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、これを拡充して下さ

い。

【回答】（国民健康保険課）

本市では、条例等の制定をいたしておりませんが、平成22年9月に示された国の基準に基づき、個々の事情を詳しく伺った上で、生活保護等の他の法令による医療費助成制度の活用も含めて、適切に対応するよう努めております。

②一部負担金の減免制度があることを保険証に記載するなど、広く周知してください。

減免制度を容易に申し込みできるようにしてください。国保税の通知などを利用して、減免制度が正しく活用できるよう広く周知してください。

【回答】（国民健康保険課）

申請につきましては、該当する世帯の収入、貯蓄の状況など個々の事情を詳しく伺った上で、生活保護等の他の法令による医療費助成制度の活用も含めて、適切に対応するよう努めて参ります。

被保険者への周知につきましては、「広報かわぐち」への掲載及び保険証の更新送付・新規加入送付時に同封している「国保べんり帳」に記載するなど周知に努めております。

(6) 国保運営協議会の委員を広く公募してください。

国保運営協議会の委員を「公募」している自治体は、2017年度は2つ増え25になりました。また、検討や研究するとした自治体も14となりました。引き続き、国保運営協議会の委員の公募と医療関係者や有識者だけでなく、被保険者など住民から広く募集してください。

【回答】（国民健康保険課）

本市国保運営協議会では、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員の各同数をもって組織することが国民健康保険法で定められており、現在、被保険者代表として5名が委員となっております。公募につきましては、2年の任期の改選期に合わせ、平成27年7月1日任期開始分から被保険者代表の枠の中で委員の公募を実施しています。

(7) 保健予防活動について

①特定健康診査の本人負担をなくし、診査の内容を充実してください。

特定健診の自己負担は本人負担をなくして受診を促進してください。また健診項目や内容の改善を重ね、早期発見・早期治療につなげてください。

【回答】（国民健康保険課）

特定健康診査の対象者は40歳以上の被保険者となっており、対象でない方からも経費の負担を得て実施していることから、公平性の観点から自己負担をお願いしております。

年間を通じての受診については、市内の医療機関への業務委託の準備や、前年

度データを翌年度の内容へ反映する作業に時間を要することから、現在のところ6月から翌年2月までとしております。夜間・土日受診の可能な医療機関の情報をパンフレットに掲載し、利便性の向上について努めているところです。

また、健診項目等については、平成20年度の事業開始後から改善を行い、希望者に対するオプション項目や検査項目を増やしている状況です。

今後とも健康保持増進のために必要な健診項目等について研究を重ねて参ります。

②ガン検診を受診しやすくしてください。

ガン検診の自己負担額がある場合、本人負担をなくし、年間を通じて受診できるようにして下さい。特定健診との同時受診ができるようにして下さい。また集団健診方式の自治体は、個別健診もすすめて下さい。

【回答】（地域保健センター）

がん検診の自己負担額につきましては、関係機関と協議のうえ、市民の負担が大きくなるよう配慮し決定しております。検診期間につきましては、今年度より4か月拡充し、6月から2月まで特定健診と同時期に実施できるよう変更いたしました。また、胃がん検診につきましては、バリウムの集団検診に加え、今年度より、内視鏡の個別検診を新たに実施しております。

③保健師を増員して、住民参加の健康づくりをすすめてください。

保健師と住民が一緒になって、健康寿命をのばす体制をつくり、健康づくりに取り組んでください。保健師を増員してください。

【回答】（地域保健センター）

地域保健センターでは、健康の保持・増進、疾病の予防、早期発見・早期治療など、健康寿命延伸に繋がるがん検診、健康相談、健康教室などの事業を実施しております。また、各地域には担当の保健師がおり、地域のかたの身近な場所において相談や講座などを実施しております。今後とも市民とともに、健康な街づくりを目指し、様々な事業を推進して参ります。なお、保健師増員につきましては、保健所設置に伴う新たな健康課題に対応するためにも、関係部局と引き続き協議して参ります。

2、後期高齢者医療について

(1) 長寿・健康増進事業を拡充してください。

健康教育・健康相談事業、健康に関するリーフレット提供、スポーツクラブや保養施設等の利用助成を拡充してください。

特定健診及び人間ドック、歯科健診は無料で年間を通じて実施してください。周知徹底と受診率の向上を図って下さい。

【回答】（高齢者保険事業室）

広域連合の長寿・健康増進事業補助金にかかる事業として、健康施設等の利用

補助を実施する考えはありません。同補助金は、本市においても保健事業の貴重な財源として活用しておりますが、補助金予算についても限りがあり、安定した事業運営を図る観点からも、人間ドック等の検診料本人負担は、今後も継続してまいります。また、受診については、今後も広報紙等を利用し、PRに努めてまいります。

歯科健診の自己負担額につきましては、関係機関と協議のうえ、市民の負担感が大きくなるように配慮して決定しております。

(2) 所得がなくても安心して医療が受けられるようにしてください。

資格証明書や短期保険証を発行しないでください。低所得者や滞納世帯への対応では、健康状態や受診の有無を把握し、安心して医療が受けられるよう支援してください。

【回答】（高齢者保険事業室）

短期被保険者証の発行に関しましては、保険料軽減措置の適用がある被保険者に十分に配慮しています。

2. だれもが安心して介護サービスを受けられるために

1、訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、事業者の安定的確保を行ってください。

市町村が担う要支援者向けの介護サービスの総合事業について、これまでどおり指定事業者がサービス提供をする「現行相当サービス」を継続できるよう、自治体がサービス提供事業所の確保と運営への支援をおこない、要支援者の受け皿を確保してください。

要支援と認定された方に対する訪問・通所の介護サービスについて、設定した目標・計画との関係で、事業実施状況（事業の運営者、事業の内容、利用者数、利用者負担の基準）の到達と課題、困難な点を教えてください。

また、事業の移行にともなう住民からの問い合わせ、苦情等があれば教えてください。

【回答】（長寿支援課）

本市の介護予防・日常生活支援総合事業は、平成29年度の開始時から、従前と同様のサービスである、現行相当サービスの提供を行っております。

これまでに、現行相当サービスへの移行に伴う住民からの問い合わせ、苦情等はございませんが、今後とも、利用者の実態把握に努めて参ります。

2、地域支援事業・介護予防事業について

(1) 第7期介護保険事業における地域支援事業は、計画的に実施するとともに必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業における地域支援事業との予算と、各事業の見込額と利用者数の予想を教えてください。

地域支援事業の予算が予想を超えた場合の手立てをおしえてください。

地域支援事業については、新しい試みであり住民の理解が必要です。予算規模を含め、懸念される点や、住民への周知はどのようにおこなっているか教えてください。

【回答】（長寿支援課）

第7期介護保険事業計画における地域支援事業費は、5,599,057千円と見込んでいます。内訳は、介護予防・日常生活支援総合事業費が3,126,613千円、包括的支援事業・任意事業費が2,472,444千円となります。

そのうち、介護予防・日常生活支援総合事業費については、第7期計画中に国が示す上限額を上回る見込みはありません。

今後とも、地域包括支援センターやケアマネージャーを通じて、多くの高齢者へ事業内容の周知に努めて参ります。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の計画と体制をとってください。

高齢者人口の増加に伴いますます介護予防事業が重視されるところですが、地域支援事業・介護予防事業としてA類型・B類型について、サービスの担い手をどのように養成していますか。また、その進捗状況を教えてください。また、B類型実施にあたっての課題を教えてください。

【回答】（長寿支援課）

本市では、平成30年4月から訪問型、通所型の基準緩和サービスAを開始しております。訪問型の家事援助サービスに従事できるヘルパーについては、6月から7月にかけて養成講座を開催します。

住民主体サービスCについては、各地区の地域住民のサービスを、どのように提供していくか、検討して参ります。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援を行ってください。

当自治体における地域包括ケアシステムの重点課題を教えてください。医療・介護連携を含む地域包括ケアシステムの推進と、高齢者の自立支援・重度化防止がいわれていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化せず、生活全般にわたる支援策として総合的にすすめてください。自治体の生活支援サービスを教えてください。

なかでも、認知症の方への支援は、当事者、家族、住民にとって求められています。当自治体では、認知症の方への支援にどのようにとりくみ、今後、どのような支援が必要と考えているか教えてください。

また、在宅生活を保障するための定期巡回24時間サービスの拡充をはかってください。

【回答】（長寿支援課・介護保険課）

本市では、地域包括ケアシステムを推進するため、第7期介護保険事業計画に第6期計画と同様に、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援体制の基盤整備」「地域ケア会議の推進」「介護予防・日常生活支援総合事業の推進」の5つの施策を掲げ取り組んで参ります。

本市の生活支援サービスとしては、在宅の安心を支えるサービスとして、緊急通報システム、日常生活用具給付等があり、日常生活の自立を支えるサービスとして、自立支援（ホームヘルパー）派遣、庭木の水やりなどの軽度生活支援等がございます。

認知症の方への支援としては、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方や家族の方からの相談や、認知症カフェを開催するほか、認知症高齢者相談所での相談、認知症初期集中支援チームで医療や介護に繋げるための初期支援などを行っております。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、現在4ヶ所整備されており、第7期介護保険事業計画におきましても、計画的に事業者を公募し整備を図って参ります。

4、介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障するため、介護労働者の処遇改善を行うよう国に要請するとともに、独自の施策を講じてください。

介護労働者の平均月収は他産業と比べてきわめて低く、離職率も高い職種となっています。募集をしても応募者がなく、事業運営に支障をきたす事態も発生しています。当該自治体で働く介護労働者に対して家賃補助するなど、独自の支援を行なってください。

介護労働者の処遇改善は、利用者や保険料の負担増につながる介護報酬の加算ではなく、国の一般財源で対応するよう国に要請してください。

また、介護職種の技能実習制度活用は、慎重であるべきです。当自治体の考え方と当市における実態を教えてください。

【回答】（介護保険課）

介護人材の確保は重要な課題と認識しており、介護事業者に対する人材確保支援策として、今年度より従業員等が技能検定や一部国家資格に合格した際に受験料を助成する「技能検定等受検手数料助成」の対象に介護福祉士を加えたところであり、現在、家賃補助については考えておりません。

介護労働者の処遇改善については、平成30年度より国において介護報酬の増額が行われるなどされており、当面はその動向を注視して参りたいと存じます。

技能実習制度は国際貢献のための技能移転を目的とした制度であり、その目的に沿った貢献は有意義であると考えますが、市内事業所の制度利用に関しては、各事業所の判断であり、市としては把握していないところでございます。

5、必要な人が入所できるよう特別養護老人ホームを増設し、特例入所については行政が責任を持って対応してください。

（1）特別養護老人ホームを増設してください。

特別養護老人ホーム利用待機者を解消するため計画的に増設し、すべての入所希望者の入所を確保するよう、施設整備を行なってください。

【回答】（介護保険課）

特別養護老人ホームの整備につきましては、介護保険事業計画に基づき、入所待機者数などから適正な必要量を把握し、計画的に整備を進めております。

（2）特例入所については行政が責任を持って対応してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等によりそい、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。必要に応じ、行政として実情の把握に努めてください。

【回答】（介護保険課）

市内の特別養護老人ホームでは、要介護1及び2のかたが、特例入所要件に該当する場合は、各施設とも入所申請を受付けております。

今後も市内に施設が整備される際には、「川口市特別養護老人ホーム優先入所

指針」に基づき適正な対応を求めて参ります。

6、地域ケア会議は、住民、介護保険制度利用者の必要な支援の相談の場としてください。

地域ケア会議の開催状況と参加者の職種構成と人数を教えてください。地域ケア会議が、地域包括支援センターと委託のケアマネのアセスメントやプラン、経過記録などを監視するものとならないようしてください。

【回答】（長寿支援課）

平成29年度の地域ケア会議の開催回数は371回です。内訳としては、高齢者個人の課題を協議するため、民生委員、介護支援専門員、町会長など課題解決に必要な方が参加した地域ケア個別会議が84回、民生委員、町会長、老人クラブ、社会福祉協議会職員、行政、医療職等地域の関係者が集まり地域の課題について協議するネットワーク会議が287回開催されております。

7、新たな保険者機能強化推進交付金への具体的な対応を教えてください。

平成29年介護保険法改正により高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金として約200億円が平成30年度から開始されます。交付金約200億円の内都道府県に約10億円、市町村に約190億円が交付されることになっております。貴自治体での評価指標の達成見込みや交付金の使途について、教えてください。

評価指標には要介護認定率の変化など、点数欲しさに機械的に対応した場合に高齢者や家族への負担を強いるのではないかとの懸念があります。ケアマネージャーなどの関係者の意見も十分聞いて慎重に対応をすすめてください。

【回答】（介護保険課）

保険者機能強化推進交付金につきましては、国から評価指標案等が示されたところであり、現在内容の確認を行っているところです。

なお、交付金の使途につきましては、交付金の趣旨である「高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組の推進」を踏まえ検討して参りたいと存じます。

8、介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げて下さい。

今年4月から多くの自治体で、保険料が値上げになりました。高齢者にとって大変な負担になっております。滞納者の増加と制裁措置者の増加が懸念されま。介護保険料の引下げを検討してください。

【回答】（介護保険課）

第7期計画の介護保険料につきましては、計画期間中の要介護認定者の増加や、それに伴う介護給付費の伸びの見込みにより基準額が上昇しましたが、第6期計画同様保険料段階を細分化するとともに、一定以上の所得層のかたに応分の負担を求めることにより、所得の低いかたに配慮した保険料設定を行っていま

す。

(2) 保険料を軽減する財源として、財政安定化基金や介護保険給付費準備基金を取り崩して引き下げてください。

①平成 29 年度末の財政安定化基金や介護給付費準備金の残高を教えてください。その基金や準備金を財源に保険料を引き下げてください。

平成 30 年度の介護保険事業予算の編成にあたり、介護給付費準備基金からいくら繰り入れたか教えてください。また介護給付費の総額を教えてください。

【回答】（介護保険課）

平成 29 年度末の市の基金の残高は約 31 億円で、この内、第 7 期介護保険料算定のために取り崩す額は、28 億円となります。なお、28 億円の内、本年度における取崩す額は、約 2 千 6 百万円を予定しております。また、平成 30 年度の介護給付費の総額は、約 352 億円の見込みとなっております。

②第 6 期介護保険事業計画の給付総額と被保険者数は、見込みどおりとなりましたか。第 7 期介護保険事業計画の給付総額と被保険者数の見込みを教えてください。

【回答】（介護保険課）

第 6 期計画の給付見込額は、計画に対して 94%程度で、延べ利用者見込み数については、93%程度でございました。第 7 期計画の給付見込額は 1,135 億円で、延べ利用見込数につきましては、概ね 178 万人でございます。

9、介護保険料、利用料の減免制度の拡充を行ってください。

高齢化が進行し低所得の高齢者も増えており、介護保険料の滞納者や利用したくても利用できない人が増えています。住民税非課税世帯については、市町村の単独支援として利用料の減免制度を拡充してください。

第 7 期介護保険事業計画で盛り込んだ低所得者の保険料、利用料の減免制度を教えてください。生活保護基準を目安とした減免基準がある場合は、その基準を引き上げてください。

【回答】（介護保険課）

市では住民税非課税世帯のかたに対し、市独自の事業として「居宅サービス等利用者負担額補助金交付制度」を実施し、利用者負担額の一部を補助しております。

その内容につきましては、①老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税のかたは 7/10、②世帯全員が住民税非課税のかたで、合計所得と課税年金収入額の合計が 80 万円以下のかた及び③世帯全員が住民税非課税のかたは 3/10 の補助を行っております。こうしたことから、更なる拡充は考えておりません。

基準額に対する割合を、国が定める基準と比較して、第 1 段階で 0.02、第 2・4 段階で 0.05 独自に軽減しており、所得の低いかたへの配慮を行ってお

ります。

そのため、保険料及び利用料の減免については、災害などの特別な事情で一時的に納付が困難なかたに対し行っており、特定の所得層のかたを対象とした減免は考えておりません。

また、生活保護基準を目安とした減免は設けておりません。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者の暮らしの場の保障へ、地域で暮らせるための実態把握や整備・拡充への計画化をすすめてください。

(1) 障害者の暮らしの場の保障へ、障害福祉計画に反映させた待機者解消などの具体的施策を明らかにしてください。なお、現在の障害種別ごとの待機者数を教えてください。

【回答】(障害福祉課)

国は原則として入所施設の整備を認めておりませんが、市として必要な施設につきましては国に要望していくとともに、待機者を解消していくためにグループホーム等での対応が可能な方につきましては、利用を促進していく方策を検討して参ります。

(待機者数) 身体障害 23名、知的障害 100名 (平成30年2月1日現在)

(2) 入所支援施設及びグループホームについて、入所希望者が、可能な限り従前に居住していた自治体内、少なくとも近隣の市町村(障害保健福祉圏域内)で入所できるようにするための当面の改善策を講じてください。入所支援施設及びグループホームで生活している人について、自治体内、障害保健福祉圏域内、障害保健福祉圏域外の県内、県外で生活している人について人数を教えてください

【回答】(障害福祉課)

入所施設及びグループホームの確保につきましては、必要な施設整備に対して支援を行いながら、事業所の設置状況や待機者情報を公表のほか、事業所や関係団体とも意見交換など行っています。

入所支援施設の利用者

市内および障害保健福祉圏域内 53人 圏域外の県内 243人 県外 25人

グループホーム利用者

市内 140人 障害保健福祉圏域内 176人 圏域外の県内 68人 県外 17人

(3) 登録待機者だけでなく、点在化している明日をも知れない老障介護(80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど)家庭の孤立化予防へ実態把握に努めるとともに、相談会や緊急時対策を検討してください。

【回答】(障害福祉課)

地域で障害者やその家族が安心して生活ができるよう、地域の複数の機能、社会資源を最大限に利用した地域生活支援拠点等を整備し、医療や保健、福祉、行政等の関係機関で構成されている川口市自立支援協議会と連携して、老障介護家庭の孤立化予防への実態把握に努めるとともに、必要な対策について検討して参ります。

2、重度心身障害者等の福祉医療制度に所得制限を導入しないでください。特に現物給付の広域化、精神障害者対策など拡充してください。

(1) 来年1月からの所得制限は導入しないでください。あわせて、独自の年齢制限や一部負担金等を導入しないでください。

【回答】(障害福祉課)

本事業は、県の補助事業であり、市としても同様の内容で実施しているものです。こうしたことから、市としましても所得制限導入については、負担のあり方から検討中でございます。

(2) 利用者の経済的負担や手続き上の負担が軽減される、窓口払いのない現物給付を実行しつつ、現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等への働きかけを強化してください。

【回答】(障害福祉課)

窓口払いのない現物給付方式につきましては、引き続き市内の医療機関において実施してまいります。現物給付の広域化についても県に対し要望してきたところです。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象とするよう検討してください。特に急性期入院については、病状の更なる悪化を防ぐ上でも、家族の日常生活を守る観点からも対象としてください。また、この一年間で福祉医療制度を受けた精神障害者の実利用人数を教えてください。

【回答】(障害福祉課)

本事業は、県の補助事業であり、県が補助対象外とした部分を市独自で補助対象とした場合、助成額の増大により制度の維持が困難となることを見込まれます。限りある財源の中で、生まれながら、または、若くして重度心身障害者となるなど、より支援の必要性の高い方々への助成を今後も安定的かつ継続的に実施する必要があると考えていることから、市独自の補助は考えておりません。

平成29年度の精神障害者の実利用人数は、124人でございます。

3、国の政策委員会、県の障害者施策推進協議会に準じた協議機関を設置してください。

身体(肢体・視覚・聴覚内部)障害、知的障害、精神障害、難病患者団体を含めた構成をめざしてください。また障害者差別解消法や虐待禁止を推進する協議会の設置や運営の機能強化をめざしてください。

【回答】(障害福祉課)

協議機関として、川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会を設置しており、身体障害、精神障害、難病当事者の方が委員として参加しています。また、障害者差別解消法の推進については川口市障害者差別解消支援地域協議会、虐待禁止の推進については相談支援事業所連絡会権利擁護部会にて、普及への取組み

や事例検討等を実施しております。

4、障害者生活サポート事業を拡充してください。

(1) 利用者にとって利便性が優れている県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村も実施してください。実施市町村は利用時間の拡大をめざすとともに、成人障害者への軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。【回答】

【回答】(障害福祉課)

本事業につきましては、県補助事業でありますことから、引き続き県要綱に合わせて事業を進めて参ります。

(2) 事業を拡充しやすくなるよう、県に補助増額や低所得者も利用できるような負担の応能化を県へ働きかけてください。

【回答】(障害福祉課)

本事業につきましては、障害福祉サービス等を補完する性質のものでもありますことから、引き続き県要綱に合わせて事業を進め、県への働きかけは考えておりません。

5、福祉タクシー制度などを拡充してください。

(1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できるようにしてください。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないでください。

【回答】(障害福祉課)

本市の福祉タクシー及び福祉ガソリン利用料金助成事業につきましては、身体障害者手帳1・2級、療育手帳マルA・A、精神障害者保健福祉手帳1級の3障害の手帳所持者を対象としております。また、福祉ガソリン利用料金助成事業は、障害者本人が施設入所していなければ障害者本人及び同居者のみならず、市内在住の親族が運転する場合でも支給対象としております。また、所得、年齢による支給制限は、設けておりません。

(2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざしてください。

【回答】(障害福祉課)

福祉タクシー及び福祉ガソリン利用料金助成事業につきましては、川口市独自の事業であり、近隣市町村との連携や県へ働きかけは考えておりません。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1、公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

待機児童解消のための対策は、公立保育所・認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

また、育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】（子ども総務課・保育入所課）

平成29年度中は認可保育所7施設、小規模保育事業所11施設の整備を行い、待機児童解消に向けて受け入れ枠の拡大を行ってまいりました。今後も、安心・安全な保育を根幹とし、地域の実情に応じた形で認可保育所の整備を基本として進める所存であります。

発達の遅れなどにより特に支援が必要な児童の認可保育所の受入れにつきましては、医療行為など保育所での対応が困難な場合を除き、通常のお申込みと併せて受付けております。支援が必要な場合は保育士を加配し、民間保育事業者へは、国の制度に加えて本市独自の補助制度を実施し、児童に寄り添った保育を行っております。

2、待機児童をなくすために、処遇を改善し、保育士を確保してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を行なってください。

【回答】（保育入所課）

保育士の処遇改善につきましては、市独自の事業として、今年度から「保育士賃金補助事業」を実施し、保育士1人につき最大で月28,000円の賃金補助を実施しております。このほか、保育士資格を有しながら保育所等に勤務していない潜在保育士に対し就職の準備金を補助する「潜在保育士就職準備事業」を実施しております。

また、国等の補助を活用した「保育体制強化事業」「保育士宿舍借上支援事業」「保育補助者雇上強化事業」を実施し、保育士の負担軽減、離職防止を図り、保育士の確保に努めているところです。

3、保育料を軽減してください。

国が定めている基準以下に保育料を軽減して下さい。多子世帯の保育料軽減事業を拡充して下さい。

【回答】（保育入所課）

本市における保育料の基準については、国の基準と比較し、全体として30%

程度減額しているところです。また、多子世帯の保育料軽減については、国や県の制度に基づいて実施していることから、拡充は考えておりません。

4、保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任をはたしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならず、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。安心安全な保育をするためにも、研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

また、保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援をしてください。

【回答】（子ども総務課）

子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるよう、認可保育所等の整備促進はもとより、子育て支援全般にかかる施策についてより一層推進してまいります。

【学童】

5、学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】（学務課）

本市では、平成30年度においても希望されるかた全員が入室できるよう、施設の確保に努めているところでございます。

今後も、基準条例を遵守し、より良い施設環境の整備に努めて参ります。

6、学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で約半数、「キャリアアップ事業」で約2割にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。また、民営学童保育のみを対象としている県単独の施策・補助について、すべての地域が対象となるように拡充を図ってください。

【回答】（学務課）

本市の放課後児童クラブ事業は、全校のクラブの運営を民間事業者へ委託していることから、支援員の直接的な処遇に関しましては、受託事業者との契約となります。

一方で、国庫補助事業において、処遇改善事業等のメニューが追加されたこともあり、その活用について研究を進めているところでございます。

(子ども総務課)

民営学童保育に対する補助の拡充につきましては、他市の実績・効果等を検証しつつ、引き続き研究を行ってまいります。

7、政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないようにはたらきかけてください。

【回答】(学務課)

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」は、国（厚生労働省令）が定める最低基準であり、本市におきましては、当該省令を参酌基準とし、最低基準を定める基準条例を制定しております。

市として政府に対し、当該省令の規制緩和の働きかけをする予定はございませんが、今後も放課後児童クラブが、児童と保護者が安心して利用できる居場所として相応しい環境の整備に努めて参ります。

【子ども医療費助成】

8、子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引き続き継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、他県が行なっているように埼玉県も中学3年まで埼玉県が助成すべきです。国や県への要請を行なってください。

【回答】(子ども育成課)

子ども医療費の年齢拡大につきましては、市の単独事業として、平成24年10月から通院医療費を中学3年生の15歳年度末まで拡大し、平成26年10月に支給制限を緩和いたしましたことから、さらなる年齢拡大の予定はございません。

本市としても、国に対してこれまで、埼玉県市長会等を通じて、国を主体とした子ども医療費の公費負担制度とするよう要望して参りました。

今後も引き続き、国や県の動向を注視しつつ、機会を捉えて要望して参ります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、生活保護の「しおり」を全ての自治体がカウンター上など目につく場所に置いて、市民、町民の皆さんが自由に手に取り、生活保護制度を理解できるようにしてください。

生活保護制度は憲法第 25 条に基づく国民の権利です。しかし制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行き着かないことがあります。また、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】（生活福祉 1・2 課）

多様な生活困窮状況に対応するため、平成 27 年度から生活保護制度を含む相談窓口として川口市自立サポートセンターを設置し、「生活保護のしおり」を置いております。また、本市ホームページにて生活困窮にかかるご質問やご意見をお受けするとともに、広報誌、庁舎内外の関係機関、民生委員協議会にて周知活動を行っております。本市関係各課にも同センターのパンフレットとカードを備え、必要に応じてご案内しているところです。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われる行為のない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家があるから、車を保有しているから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】（生活福祉 1・2 課）

生活保護制度をわかりやすく丁寧に説明し、十分にご理解いただいた上で申請意思の確認を行っているところでございます。なお、申請意思がある場には申請権を侵害することがないよう心がけております。

3、ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査が実施されたことや要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や被保護者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。現業職員への研修機会を増やすなど制度周知を徹底してください。

【回答】（生活福祉 1・2 課）

今年度も 3 名のケースワーカーを増員したところでございます。今後も適正配置に努めて参ります。また、所内外の研修により面接、支援技術の向上に努めて

いるところでございます。

4、市民のくらしを破壊する、税金徴収、差押えの強行はやめてください。

市民のくらしを破壊するような徴収のやり方、差押えはしないようにしてください。債権回収にあたっては健全な財政運営に資する事だけを目的とするのではなく、市民生活の安心の確保に資することを目的に含めてください。生活困窮者に対しては徴収停止や債権放棄など、生活上の諸課題の解決や生活再建に資する総合的な支援を可能とする対応を制度化してください。

【回答】（納税課）

滞納処分は、国税徴収法及び地方税法などの法の規定に基づき適正かつ慎重に進めており、差押等の滞納処分にあたっては、財産調査など個々の納税資力の有無を十分見極めたうえで執行しております。

生活困窮者に対する徴収停止や債権放棄なども、納税相談などを実施し必要に応じて「生活自立サポートセンター」を案内するなど引続き、納税者からの相談に親切かつ丁寧な対応を心がけて参ります。

5、地域における貧困問題を解決するために、地域の生活困窮者の状況を把握するとともに、実情に応じて積極的に施策を行ってください。

(1) 行政の各部署が連携して生活困窮者に対応し、生活困窮者自立支援事業および生活保護に適切に繋いでいけるようにし、自立支援事業を積極的に展開するとともに、それが生活保護を抑制するためのものにならないよう留意してください。

【回答】（生活福祉1・2課）

今年度は1でお答えしました事業を基に、生活困窮にかかる出張相談会を支所で行います。また、開催にかかる広報につきましては各町会回覧をお願いいたしました。相談会の一方で地域事情の収集にも努めているところです。

(2) 地域における生活困窮者の状況の把握につとめ、生活保護の補足率の改善に努力してください。民生委員の研修や活動費の改善について検討してください。

【回答】（生活福祉1・2課）

上記活動の他、地区担当ケースワーカーが当該地区民生委員と連携をはかり地域の事情、生活困窮者等の情報を共有し、また、当該地区査察指導員が地区民生委員協議会の全体部会や専門部会にて、生活困窮者にかかる制度説明や質疑に対応しているところでございます。

(3) 住民と直接向き合い、福祉の向上をはかることを基本とする自治体として、生活相談や自立支援事業、生活保護の業務を通して、地域の生活困窮者の状態を全体的に把握し、現行の生活保護基準や運用について調査・検討を行ってください。

【回答】（生活福祉1・2課）

生活困窮者自立支援事業、生活保護業務を通じて地域の生活事情を把握し、福祉行政に反映させて参りたいと存じます。

（4）国に対し、10月から予定される生活保護基準の改定について再検討を行い、生活保護基準を引き上げるよう意見を上げてください。

【回答】（生活福祉1・2課）

生活保護基準の改定につきましては、厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会で生活保護基準と一般低所得者世帯の消費実態との検証結果を踏まえ改定するものでございます。引き続き、国の動向に注視して参りたいと存じます。

（5）生活保護を受給する高齢者の半数が年金受給者であることから、年金制度を抜本的に改善するよう、国に意見を上げてください。とりわけ低年金者対策を重視するよう、国に意見を上げてください。

【回答】（国民年金課）

国民年金制度は、老後の暮らしを支える経済的基盤としての、大変重要な制度と認識しておりますことから、持続可能で安心できる年金制度の早期構築に向け、昨年6月に全国市長会から国に提言を行ったところでございます。

今後とも、国の動向を注視して参ります。

以上